

街頭での署名も宣伝もパフォーマンスも規制！ 東京都安全安心条例改正に反対をお願いします

〒112-0002 東京都文京区小石川 2-3-28-201
自由法曹団東京支部
電話 03-3814-3971 ファックス 03-3814-2623
dantokyo@dream.com

今はのびのび自由に街頭で署名や宣伝、相談活動などが行われ、パフォーマンスが繰り広げられています。

ところが、この街頭行動が規制されようとしています。

現在、東京都議会で東京都安全安心まちづくり条例の改正が審議中です。

この改正が通ると、繁華街の来訪者、つまり商店街の利用者、通行人の指針が定められることとなります。※ その指針の中に「街頭や歩行者天国において大衆に多大な迷惑となるパフォーマンス等、街の秩序を乱す行為を慎む。」という項目が入れられようとしています。※※

そうなれば、9条を守れという署名行動や反貧困の宣伝行動も「街頭や歩行者天国において大衆に多大な迷惑となるパフォーマンス等、街の秩序を乱す行為」として規制されかねません。これらを「慎む」よう警察などから求められ、条例で決まっていると迫られるー安全条例が改正されるとこんなことになるかもしれないのです。

この改正を許さないためにぜひ声を上げてください。

1, 東京都議会議員に改正反対の声を届けてください。

都議会自民党 Fax:03(5388)1782

都議会民主党 Fax:03-5388-1784 info@togikai-minsyuto.jp

都議会公明党 Fax:03-5388-1787

http://www.togikai-komei.gr.jp/cgi-bin/ask_bbs_ask.cgi

2, 東京都にみなさまの声をお寄せください。

都民の声総合窓口 FAX(03-5388-1233)

3, 自由法曹団東京支部ではこの問題の資料を用意しています。お問い合わせください（連絡先は上記まで）。

よろしく願いいたします。

※ 東京都安全・安心まちづくり条例に第18条の2乃至第18条の4を追加

※※ 2月9日「東京都安全・安心まちづくり有識者会議報告書」から